

声明

東京地裁民事11部（村越啓悦裁判官）は、本日、旧郵政公社（現在は郵便事業会社）が平成16年2月からおこなった、連続4日におよぶ11時間拘束の深夜勤務を可能とする郵便内務労働者のサービス改悪に対し、郵政産業労働組合の組合員らが、就業規則の不利益変更と安全配慮義務違反を指摘して、改悪前のサービス規定に基づき勤務する地位にあることの確認等を求める裁判について、原告らの請求を棄却（一部却下）する判決を言い渡した。

深夜労働が、不可逆的な人間の生体リズムに反するものであり、労働者の健康に対し悪影響を及ぼすものであることは周知の事実である。それゆえ、ILO170号夜業条約では夜業労働について規制と使用者の配慮を求めており、178号勧告では、夜業労働では8時間をこえないようにすべきとか、不可抗力の場合を除き2連続の勤務はおこなわれるべきでないとしている。そして、すでに1978年の時点で産業衛生学会交代勤務委員会は、深夜業を含む労働時間は1日について8時間を限度とすること、拘束8時間に対し連続2時間以上の仮眠時間を確保すること、勤務と勤務との間は原則として16時間以上とすることを提言していた。さらに今日では、労働契約法第5条で使用者の安全配慮義務が定められ、同法2条3項で仕事と生活の調和がうたわれるようになっている。

しかも、本件のサービス改悪後、多くの郵便内務労働者が在職死亡をしており、原告ら郵便内務労働者は健康悪化と生命の危険にさらされている。

それにもかかわらず、本判決は、①原告らの指摘する暦日での休日や仮眠時間はもともと保障していたものではない旨述べるとともに、②時短措置の廃止は不利益として考慮すべきでないなどと述べて本件サービス改悪を容認した。日本と世界の趨勢と原告らの置かれた労働現場の状況にてらしてみたとときに、本判決はとうてい社会的に許されるものではない。

本訴訟原告団および弁護団並びに郵政産業労働組合は、郵便内務労働者の命と健康を守り、安心して働き続けられる職場づくりのために、旧郵政公社による本件サービス改悪を許さず、引き続きたたかう所存である。

以上

平成21年5月18日

郵産労・深夜勤裁判原告団

郵産労・深夜勤裁判弁護団

郵政産業労働組合